

(6) 訪問型サービス (指定基準)

【修正前】

訪問型サービス		
種別	国基準訪問型 (現行の介護予防訪問介護に相当)	訪問型A (基準緩和型サービス)
人員	■管理者 常勤・専従 1以上 【資格】なし	■管理者 常勤・専従 1以上 【資格】なし
	■訪問介護員 常勤換算 2.5以上 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	■従事者 必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・ 一定の研修修了者
	■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、 利用者40人に1人以上 【資格】介護福祉士・実務者研修修了者・3年以上介護等 の業務に従事した介護職員初任者研修修了者	■ 訪問事業責任者 従事者のうち、 利用者40人に1人以上 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者・ 一定の研修修了者 ※訪問型Aだけを提供する事業所である場合は、管理者・従事者 訪問事業責任者のいずれかが、介護福祉士・実務者研修修了者・ 3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者で あること。
・設備	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品
運営	■内容・手続きの説明、提供拒否の禁止等	■内容・手続きの説明、提供拒否の禁止等 ※訪問介護計画の作成を 除外

13



(6) 訪問型サービス (指定基準)

【修正後】

訪問型サービス		
種別	国基準訪問型 (現行の介護予防訪問介護に相当)	訪問型A (基準緩和型サービス)
人員	■管理者 常勤・専従 1以上 【資格】なし	■管理者 常勤・専従 1以上 【資格】なし
	■訪問介護員 常勤換算 2.5以上 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者	■従事者 必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者・ 一定の研修修了者
	■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、 利用者40人に1人以上 【資格】介護福祉士・実務者研修修了者・3年以上介護等 の業務に従事した介護職員初任者研修修了者	■ サービス提供責任者 従事者のうち、 利用者40人に1人以上 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者・ 一定の研修修了者 ※訪問型Aだけを提供する事業所である場合は、管理者・従事者 訪問事業責任者(不要な文言のため削除) のいずれかが、介護 福祉士・実務者研修修了者・3年以上介護等の業務に従事した 介護職員初任者研修修了者であること。
設備	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品	■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ■必要な設備・備品
運営	■内容・手続きの説明、提供拒否の禁止等	■内容・手続きの説明、提供拒否の禁止等 ※訪問介護計画の作成を 省略可

13

(7) 訪問型サービス（人員配置例）

【例】現行で利用者 60 人の事業所が訪問型サービス A を導入する場合

【現行 利用者60人】		【国基準 利用者45人】		【訪問 A 利用者15人】								
		9時	12時	13時	18時			9時	12時	13時	18時	
サ責	管理者	a	■	■	■	■	【兼】	管理者	a	■	■	■
サ責	訪問介護員	b	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	b	■	■	■
	訪問介護員	c	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	c	■	■	■
	訪問介護員	d	■	■	■	■		訪問介護員	d	■	■	■
								訪責	従事者	e	■	■

または

【現行 利用者60人】		【国基準 利用者45人】		【訪問 A 利用者15人】								
		9時	12時	13時	18時			9時	12時	13時	18時	
サ責	管理者	a	■	■	■	■	【兼】	管理者	a	■	■	■
サ責	訪問介護員	b	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	b	■	■	■
	訪問介護員	c	■	■	■	■	【兼】	サ責	訪問介護員	c	■	■
	訪問介護員	d	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	d	■	■	■
								従事者	e	■	■	■

訪問介護員 常勤換算 2.5以上

訪問介護員 常勤換算 2.5以上



(7) 訪問型サービス（人員配置例）

【例】現行で利用者 60 人の事業所が訪問型サービス A を導入する場合

【現行 利用者60人】		【国基準 利用者45人】		【訪問 A 利用者15人】								
		9時	12時	13時	18時			9時	12時	13時	18時	
サ責	管理者	a	■	■	■	■	【兼】	管理者	a	■	■	■
サ責	訪問介護員	b	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	b	■	■	■
	訪問介護員	c	■	■	■	■		訪問介護員	c	■	■	■
	訪問介護員	d	■	■	■	■		訪問介護員	d	■	■	■
								サ責	従事者	e	■	■

または

【現行 利用者60人】		【国基準 利用者45人】		【訪問 A 利用者15人】								
		9時	12時	13時	18時			9時	12時	13時	18時	
サ責	管理者	a	■	■	■	■	【兼】	管理者	a	■	■	■
サ責	訪問介護員	b	■	■	■	■	サ責	訪問介護員	b	■	■	■
	訪問介護員	c	■	■	■	■	【兼】	サ責	従事者	c	■	■
	訪問介護員	d	■	■	■	■	サ責	従事者	d	■	■	■
								従事者	e	■	■	■

訪問介護員 常勤換算 2.5以上

訪問介護員 常勤換算 2.5以上

(10) 訪問型サービス（人員配置例）

【例1】現行で利用者30人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数30人のまま）

【現行 利用者30人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

☆は利用者数に応じて配置が必須となる介護職員

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【通所C 利用者5人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c			■	
☆介護職員	h			■	■

【例2】現行で利用者25人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数25人→40人）

【現行 利用者25人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【通所C 利用者15人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c			■	
☆介護職員	h			■	■



(10) 通所型サービス（人員配置例）

【例1】現行で利用者30人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数30人のまま）

【現行 利用者30人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

☆は利用者数に応じて配置が必須となる介護職員

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【通所C 利用者5人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c			■	
☆介護職員	h			■	■

【例2】現行で利用者25人の事業所が通所型サービスCを導入する場合（合計利用者数25人→40人）

【現行 利用者25人】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

【国基準 利用者25人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
看護職員	b	■	■	■	■
機能訓練指導員	c	■	■	■	■
生活相談員	d	■	■	■	■
☆介護職員	e	■	■	■	■
☆介護職員	f	■	■	■	■
☆介護職員	g	■	■	■	■
☆介護職員	h	■	■	■	■

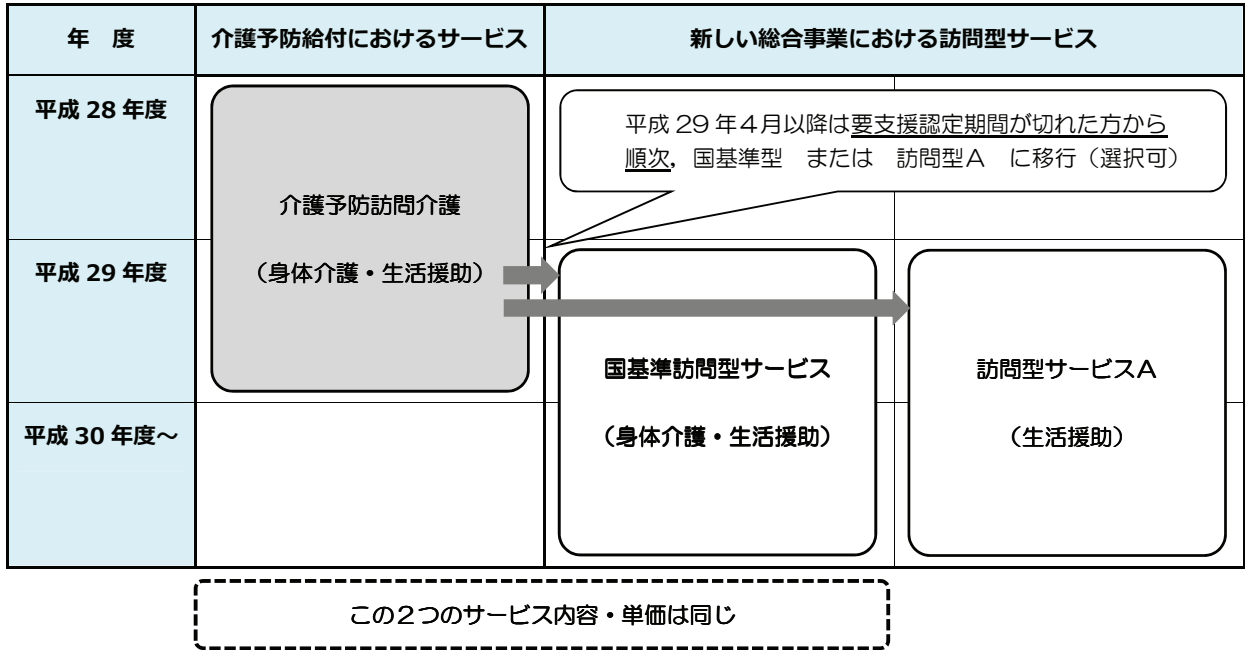
【通所C 利用者15人】

【兼】

		9時	12時	13時	18時
管理者	a	■	■	■	■
機能訓練指導員	c			■	
☆介護職員	h			■	■

(13) 介護予防訪問介護から訪問型サービスへの移行

平成 29 年 4 月以降は、基本的には要支援認定期間が切れた方から順次、介護予防訪問介護から国基準訪問型サービスまたは訪問型サービス A に移行するが、介護予防訪問介護において生活援助のみを利用していた方については、いずれかのサービスを選択できるものとする。



(13) 介護予防訪問介護から訪問型サービスへの移行

平成 29 年 4 月以降は、基本的には要支援認定期間が切れた方から順次、介護予防訪問介護から国基準訪問型サービスまたは訪問型サービス A に移行するが、介護予防訪問介護において生活援助のみを利用していた方については、介護予防ケアマネジメントに基づき、利用するサービスを決めていくこととなる。

